

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第27回）

日時：令和4年4月28日（木）10：00～11：30

場所：オンライン会議

委員：三友主査、関口主査代理、岡田委員、大谷専門委員、春日専門委員、
砂田専門委員、藤井専門委員

事務局（総務省）：北林電気通信事業部長、川野料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、瀬島料金サービス課課長補佐、
河合料金サービス課課長補佐

参加者：東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社

【三友主査】

本日の議題は、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」の1件となっております。

本日は、まず、「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について検討し、その後、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」について、検討いたします。

それでは、「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について、検討に入りたいと思います。本件は、事務局から御説明をいただいた後に、質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

[「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について]

《事務局から資料1について説明》

【三友主査】

ただいまの御説明につきまして、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。

【大谷専門委員】

資料について、御質問した上でコメントさせていただければと思うのですが、前回の議論で、ユニバ収支の公衆電話についての補填額との差額が拡大しているという表をつけていただいたので、その理由などについて関心を示させていただいたところ、改めて方向性の原案などお示しいただきました。その基本的な考え方については、もちろんそのとおりであると思っております、その差分が生じないように検討する必要があると考えております。

そこで少し教えていただきたいと思っておりますのが、6ページのところで、ユニバ収支の公衆電話の部分で補填額との差額が経年ごとにどんどん拡大しているというのは、どのような理由が考えられるのかということについて、事務局側に仮説がおありでしたらお示しいただければと思っております。

L R I Cで計算した原価が上回っているということですが、その原価が高めになっていくのに対して、実際にユニバ収支の公衆電話の部分で、NTT東日本・西日本の各社が実際のコストと資本費用の合計がそれなりであるということの差というのは、どのように受け止めたらいいのかということをお教えいただければと思います。

すなわち、計算方法の適切さということについても、場合によっては、検討する必要があるのではないかという問題意識からお尋ねする次第です。

それから基本的な考え方としては、実際のユニバ収支の額を上限とするということで差し支えないと思っておりますけれども、特別の理由がない限りということをお4ページに記載いただいておりますが、どのような理由があった場合には特別な理由として勘案する必要があるのでしょうか。私自身は想像がつかなかったもので、事務局での仮説などがありましたらお願いしたいと思います。

【事務局】

まず1つ目のユニバ収支と補填額がなぜ逆転しているのかというのは、実は分析を色々おとさせていただきますところ、近年増えている理由の正確な分析は難しかったのですが、補填額算出の際の費用はL R I Cで算出される一方、ユニバ収支の費用は公衆電話に関し

では古い設備を使い続けている状況が影響していると想像してございます。

そのような状況から、例えば減価償却費がLRICよりユニバ収支が相当安くなっているようなことも考え得るかなと思っところでございます。

あとはNTT東日本・西日本がLRIC以上に費用効率化をされたのだろうとは思っていますが、正確な分析がなかなか難しかったところでございます。

また、2つ目の御質問である特別な理由でございます。こちらは、例えば災害のときに何らかの形で実際の赤字が大きく下回るような特別損失のようなものが生じたり、何らかの形で費用が大きく発生するようなこと、これらは個別に判断させていただくことにはなるかと思うのですが、そういった実際の費用が想定より大きく生じた場合には、このようなルールを用いないこともあり得るのかなと思っところございまして、このような記載方法とさせていただいたところでございます。

【大谷専門委員】

そうしますと、LRICで計算している減価償却費の取り込み方などについて、場合によっては、見直しをすることも将来的な課題としては考えられるのではないかと思います。今回の考え方の整理では、そこまで決めることは、この仮説というか推測の域を出ていないので難しいとは思いますが、将来的な課題にはなり得るのかなと考える次第です。

特別な理由について、災害の場合には恐らくユニバ収支にも表れてくるところがあると思しますので、なかなか特別な理由というのには当てはまらないですけれども、常に例外的な事象が発生することについては想定しておいたほうが良いと思しますので、今の方向性についてはおおむね賛同するところでございます。検討いただきまして、ありがとうございました。

【関口主査代理】

今の大谷委員からの御質問に関連するのですが、長期増分費用方式の基本的な考え方というのは、全ての設備を最新の技術で、最も安く効率的に設備を再配置したときのコストをはじくという考え方で構築されたモデルなわけですね。

それに対して現実には、シスコシステムズ社が、交換機も公衆電話も造っていないわけなので、今ある修理部品を取り外した機器から使えるものは取っておくことをNTT東日本・

西日本がされて、何とかだましだまし古い設備を使い回しているというのが現実なわけですね。

そうしますと、実際の会計上はほぼ償却済みの資産ばかりということになって、償却が実際の費用でいくとほとんど出ないというのが実態なわけです。

それに対して、長期増分費用方式のほうは、常に最新設備を償却していくという考え方でずっとやってきたわけですが、実はここについてはあまりにも、実際の費用と長期増分費用方式ではじいたコストが乖離、要するに実際の費用のほうが安くなり過ぎて、その償却費が主な原因であるということが判明して、この償却費ですが、事実上耐用年数をずっと延ばすような形で、最新設備にもかかわらず延々と償却を続けるような形で、長期増分費用方式のほうも償却費はかなり調整をしてあります。

ただ、一円簿価みたいなものに対する対応はさすがにできないということにより、LRICではじいたコストが少し高止まりしてしまうので、実際の収入費用の結果に比べてLRICより算出した収支差額のほうが損失が少し多めに出てしまい、これはここ近年、かなり顕著に出始めてきたということが、しかも継続的に現実の収支のほうは、損が小さく出てくるということの原因だと私は理解しております。

取りあえず補足までです。

【三友主査】

どうもありがとうございました。おっしゃる要因が非常に強いかなと私も感じました。

【岡田委員】

今回、前回と意見を反映していただいて、大変きめ細かな補填額算定のスケジュール案を事務局でおつくりいただいて、大変感謝しております。

例えば、スライドの10ページでしょうか、STEP1、STEP2、STEP3という御提案を今回新しくいただいたということで、15年コミットするというのはやはり長過ぎるということを申し上げたわけですが、これを5年刻みで3つのステップに分ける。また、インセンティブという観点でSTEP2までの補填というスケジュールを見越して、それを超えるともうそれは対象外という御提案を今回いただいているということだと思います。

また、撤去折衝一巡後の令和6年度にまた見直しをするという御提案も含まれていて、

大変きめ細かい見直しを随時行っていくようなスケジュール案になっていて、大変結構ではないかなと思いました。

その分、見直しを随時行っていくという必要が生じてしまうわけですが、やはり撤去のスケジュールも含めて、なかなか見通しが立ちにくいというお話がこれまでも出ておりますので、並行して状況を見ながらということはやむを得ないのかなと感じました。

【関口主査代理】

資料2ページの、第一種公衆電話の市内通信の補填額の算定方法につきまして、他事業者分をどう扱うかということについて、2ページの右の中ほど下のところに、補填額算出のためにNTT東日本・西日本では把握できず、接続事業者から情報をもらっていて入力していたと、これが今までのLRIC算定上の補填額算出上の工夫だったわけですね。

ただ、NTT東日本・西日本にとってはこのように外生的な要因でもあって、一部情報をもらうにしても、必ずしもその正確性を担保できるわけでもない。

そして、3ページの下の方案1を御覧いただきますと分かるように、理論上は収入額と費用額が同額なので、そこを外してもいいのではないかという方向性は私はいいと思っております。総額で把握するか、純額で把握するかということですので、提案のように、NTT東日本・西日本側だけのところで把握をするということでもよろしいように思われます。

【事務局】

案1におきましては、接続事業者から情報を得なくてもよいということで、かなり簡単な計算方法になるのかなと考えているところでもございます。

【三友主査】

基本的に、やはり規制のコストをなるべくかけないように、簡便にというのが方向性かなと思いますので、その面においては理にかなったお話かなと思います。

[「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」について]

それでは、続きまして、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス

交付金制度に基づく補填の在り方」の検討になります。

本件ではまず、前回委員会での議論を踏まえまして、NTT東日本・西日本から追加説明の申出がございましたので、御説明をいただきます。

その後、事務局から御説明をいただき、最後にまとめて質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。なお、本議題につきましては、前回及び前々回の委員会で御説明いただきましたKDDI及びソフトバンクにも御出席いただきまして、質疑応答に御対応いただければと思います。

《NTT東日本・西日本から資料2について説明》

《事務局から資料3について説明》

【三友主査】

質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。皆様から、御質問あるいは御意見をいただく前に、本日のNTT東日本・西日本からの追加説明に関しまして、KDDI及びソフトバンクからお考えがございますようでしたら、お聞きしたいと思います。

【KDDI】

今回、NTT東日本・西日本から資料が出てきて、具体的な議論が加速されるということは大変ありがたいことだと思っております。その上で、今回NTT東日本・西日本からお示しいただいた、弊社の提案についてのイメージなのですが、私どもがイメージしているのと少し違っている部分もありますので、そこだけ1点コメントさせていただきます。

弊社の提案の趣旨ですが、ワイヤレス部分というのが、モバイル部分が考慮されていないという御指摘なんですけど、別にそういうことではなくて、前回の弊社の資料で申し上げましたが、ワイヤレスを今回採用することによって、メタル回線部分のコストはごっそりなくなるのでしょうか。その上で当然無線区間、携帯電話網などのコストが加算されるということは、承知しております。ただ、これが加算されるとしても、ベンチマーク水準は超えないのではないかという、仮定あるいはみなしでございます。そのため、これはあくまでも我々もよく分からない中での仮定でございます。

ただ1点、少し確認したいのが、NTT東日本・西日本がモバイルアクセスコストと示されたもの、これが加入者回線コスト、これはメタル部分なんだろうと思うのですが、こ

れを常に上回っているという前提の絵になっている。これが大変違和感を覚えるところでございます。

NTT東日本・西日本は、MNOではありませんので、モバイル部分に設備投資をするわけではなくて、今回弊社は参加していないのですけれども、他のMNOから卸で調達されると理解しています。

その単価が加入者回線コスト、これをドライカップの接続料とみなすのかどうか、これはいろんな考え方があると思うのですが、この加入者回線コストのメタル部分を常にモバイルアクセスコストが上回るというこの前提が果たして適切なのかどうかというところがまず非常に違和感を覚えます。

この議論を始める際に、ここにいる皆さん、全員かどうかは分かりませんが、一般的にはメタルを維持する、あるいは敷設するよりは、無線のほうがこのコストが安いでしょう、効率的なんでしょうという前提でこの議論が始まっていますので、この絵がもし当時あったら、そもそも何でモバイルを入れるんですか、メタルを超えるようなコストを何でわざわざ入れるんですかという議論に立ち返ってしまうことになりますので、モバイルアクセスコストが加入者回線コストを常に上回っているという前提のこの絵は、非常におかしいのではないかと考える次第でございます。

これが一般的には加入者回線コストを下回るからこそ、こういったワイヤレス化を進めるのではないかとという前提で、私どもは加入者回線コストがごっそりなくなる、その上でモバイル部分のコストを上乗せしたとしても、ベンチマークを超えることはないですよというのが弊社の前回の提案でしたので、我々自身に誤解があるのか、その辺りをクリアにさせていただけるとありがたいと思います。

【ソフトバンク】

今回新しくNTT東日本・西日本から御提案いただいた算定方法につきましては、やはり現行の補填額の算定の仕組み上、効率化の効果というのがなかなか反映しづらいという点の課題を補正いただいたものということと認識しておりますので、こちらについても、今回の趣旨に照らして合うものかどうかというのを検討していけばいいのかなと我々としても考えております。

先ほどKDDIからお話がありましたが、やはりもともとはワイヤレス固定電話を入れると、効率化が進んでいきますと。その結果、NTT東日本・西日本も効率化の効果を得

られるし、ひいては我々接続事業者側も、効率化の効果をユニバの負担金の減額という形で享受できるということで詰められたものと認識しているのですけれども、やはり、そもそもその効率化というのがあまり進まないということだと、本来NTT法上でも自社設備の設置というのが原則という話になっておりますし、それであれば、むしろ光ファイバーであるとか、そちらを進めたほうがいいのではないかという話にもなることかなと思っておりますので、やはりこの辺りの議論をするには実際の効率化の数字であるとか、その辺りも見ながら議論する。方法論だけだとなかなか難しいのかなと考えております。

【三友主査】

大変もったもな御指摘だと思いますが、それでは、先ほどKDDIからの御指摘も含めて、議論になるのはこのモバイルアクセスコストの中身であろうと思いますので、具体的な数字を今ここで出してということは難しいと思いますけれども、KDDIの質問に対して、NTT東日本・西日本のお考えを伺いたいと思います。

【NTT西日本】

先ほど御指摘のありました、モバイルアクセスコストが常に加入者回線コストを上回っているように見受けられているという点、確かにこの絵ではそういうふうになってございます。

ただ、その認識は少し異なっております、おっしゃっていただきましたように、モバイルアクセスコストというのは、無線でやることによって、加入者回線コスト、アクセスの既存のケーブルよりもコストが下がっていくということを志向して取組を行おうとしているところでございますので、徐々に下がっていくということでございますけれども、時間軸の問題で、導入当初の回線規模がそれほど多くない段階においては、回線数なりの単価というのは、加入者回線コストを上回ることもございます。

その段階において、ベンチマーク以上になっているところをKDDIの案でいきますと、その効果が得られる前の段階から、全てベンチマーク以下になっているという認識をしておりましたので、そうではなくて、ベンチマークを超えているような状況においては、ワイヤレス固定電話の移行回線、この導入前のコストと、この差分だけを補填額から削減するという御提案をさせていただいた次第でございます。

ですので、先ほど説明させていただいたとおり、提供開始から4年目ぐらいになります

と、徐々に回線が導入されて、これ以降、おおむね削減効果が同じような規模で進んでいくと考えてございますので、それまでの回線規模がそれほど多くない段階においては、実際のところを見ていただけたらどうかという御提案でございました。

【三友主査】

ただいまの御説明、あるいは御質問いただいた部分、非常に中心的な部分だと思いますが、それでは、構成員の皆様からの御質問あるいは御意見をいただきたいと思っております。

まずは本日の御説明の後、NTT東日本・西日本様からいただきました追加説明、及び事務局の説明のうちの前半部分、「アクセス回線の補填額の算定方法」のところですか。資料3の1ページ目から6ページ目につきまして、御質問あるいは御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【春日専門委員】

ちょうどNTT西日本の御質問がありましたので、続けて今、課題2についてのNTT東日本・西日本に対する御質問がありましたので、私のほうは課題1について少し御説明いただきたいと思うのですけれども、例えば案2になっているところなんですけれども、NTS部分の費用がかかる、これはおっしゃるとおりだろうと思うんですけど、何となくあんまりその加入者分に加えて、どのくらいの割合でコストがかかっているのかなというのを、もし御存じでしたらお伺いしたいです。

というのは、イメージ的にそこまで何か費用がかかっているような印象を受けないんです。それでも回収したいというNTT東日本・西日本のお考えは分かるのですけれども、先ほどの最初のほうの議題のところでは三友主査からも少しありましたけれども、やはりユニバーサルサービスというのは、最後に消費者、利用者のほうに負担をいただくものなので、できるだけシンプルなほうがいいかなという気がするんです。もし補正案2のような形をお願いするとすると、NTS部分は入っているんですよということを言わないといけないと思うのですけれども、何かそこが伝わりにくいかなという気がするんです。この説明が少し苦しいかなと個人的には少し思っていて、その負担いただくようなNTS部分というのは一体どれくらいの割合なのかなというのを、感覚でも結構ですので、ありましたらお教えいただくとありがたいと思います。

【NTT西日本】

コストのNTS部分と加入者回線の大体の割合でございますけれども、これは毎年モデルの中での算定結果として変動するものだと思いますけれども、私どもの認識で申し上げますと、加入者回線がおおむね全体の4割ぐらいで、半分以上はいかないのではないかと考えているところでございます。

それから、こちらのやり方でございますけれども、先ほど御指摘いただきましたように、なるべくシンプルなのがいいのではないかとございまして、私どもの認識としましては、この補正というものが全てモデルの中で完結するような仕組みでございます。1つ、補正率というパラメータは追加が必要になるかと思っておりますけれども、あとのコストにつきましては、加入者回線コスト、NTSコスト、1回線当たりのコストというものも、全てモデルの中で自動的に算定されるものと思っておりますので、そういう意味では、特段の稼働やコストをかけることなく対応できる案であると考えましたので、御提案をさせていただきました。

【藤井専門委員】

NTT東日本・西日本の資料の補正案1についてです。モバイルアクセスコストというのがベンチマークを上回ったときは、その分を補填してほしいという話だと思うのですが、このモバイルアクセスコストは、先ほどからも議論のとおり、制度開設当初に費用がかかるというのは回線単価に対してこの卸の料金が決まってくるのではなくて、まとめて契約するため費用が高くなるという理解でよいでしょうか？初めは回線数が少ないけれど、まとめて契約するために開設当初の費用が高くなるのかという確認です。また、モバイルアクセスコストの計算というのは全国一律で、1回計算すれば良く継続的に計算すること自体が大変になるわけではないと考えて良いのかというところを確認できればと思います。

あともう1点ですが、総務省の資料の3ページ目の下のところで、これは委員限りになっているので具体的な数字は言えないところですが、コスト削減効果を示されているところの削減が始まるタイミングと、今回、NTT東日本が補正案1で出している、KDDIと同じになるというところの何年目というのがずれているように思うのですが、これは何か理由があってずれが生じているのか、それともあくまで何か計算の中で生じる費用なのか、LRICモデルのところの違いなのか、この辺りがもし分かりましたら教えていただ

ければと思います。

【NTT西日本】

最初の御質問でございますけども、こちらのモバイルアクセスコストでございますが、その調達する際の契約というものは、実際はその回線当たりで幾らということではなく、全体としてこれぐらいのボリューム感でというところで契約をさせていただいてございます。そのため、回線が増えれば増えるということではなく、逆に増えれば増えるほど、スケールメリットが生きてくるという契約形態になっているという認識でございます。

それから、回線当たり、收容局当たりというところの計算がなかなか大変ではないかというところを御意見いただきましたけども、こちらも既にこのLRICモデルの算定のメカニズムの中では、收容局、回線別の単価というものを計算するような仕組みが入ってございますので、そこと比べて弊社のモバイルアクセスコスト、これは単純に何かそのシステムというよりも、エクセルベースできるような話でございますので、比較でもって選択的に計算するということはそれほど稼働がかかるものではないという認識でございます。

【事務局】

藤井委員から、NTT東日本・西日本の資料3ページで補填額がKDDIの提案方法による金額とほぼ同額になるというタイミングと、事務局資料3ページの下図でコスト削減効果が表れるタイミングに若干ずれがあることについての御質問でございました。

いずれもNTT東日本・西日本からの説明内容であり、事務局の理解を御説明させていただきますので、もしも誤認等がございましたら、NTT東日本・西日本から訂正等いただければと思います。

事務局資料3ページ下図に示されているコスト削減効果は、アクセス網部分とコア網部分の双方の効果を足し上げたものと理解しております。

これに対して、NTT東日本・西日本の資料3ページは、アクセス網部分のみに着目して比較をしたものと理解しておりますので、この違いにより効果発現までの年数が変わっていると理解しております。

【藤井専門委員】

今までの回答を考えると、補正案1というのは、モバイルアクセスコストをしっかりと入

れて考えて、かかるコストについての削減額が大き過ぎないような仕組みというのを入れたほうがよいかと思いました。

【三友主査】

当初の分母が小さいことに起因するということだと思いますけれども、このところは何かしらの工夫が必要になるかもしれませんが、これはまた皆様のお考えをお伺いしたいと思います。

あとお二人、お手が挙がっているところですが、それぞれのお考えを伺う中でお考えいただきたいことは、まず、補正をこういう形で行うのか、行わないのかというところや、もし行うのであればその補正案が2つありますけど、補正案1にすべきなのか、2をベースとすべきなのか。

さらには、もう少し簡便な方法、あるいは修正すべき方法があるのかどうかというところの方向性だけを示していただければと思います。こうあるべきというところまでは今日は議論する必要はないと思うのですが、大体の方向性があれば、事務局のほうでまた次に向けてお考えいただけるとと思いますので、その点御留意をいただきながら、御発言いただけると大変助かります。

【関口主査代理】

KDDI、ソフトバンクからのコメントを頂戴したことで、問題点が結構クリアになったという気がいたします。

KDDIからこのような図を出されて、今までよりも効率化するからこそ、このワイヤレス固定電話を入れるんだという話だったので、話が違うだろうというのはある意味この表をぱっと見ると正論なんです。もしこれが全体期間を通じてこの表があると、話が違うということは間違いないのですが、NTT東日本・西日本からの御説明で言うと、これはそのベンチマークコストを上回る期間だけの絵だという限定つきだったので、この点は時限つきの期間を区切った静的な絵なんだという理解でよろしいのだと思います。

実はワイヤレス固定電話の回線規模というのは、当初、本当に細々と始めるという実態が想定されているわけで、その意味で言うと、ユニバーサルサービスコストに対する結果としての数値は、あまり影響してこないと考えています。そういう意味では、今回御提案のあった補正1、補正2は、やってもやらなくても結果においてあまり変わらないという

気がしております。

ただ、筋を通したいというNTT東日本・西日本のお気持ちはよく伝わってきますので、何らかの検討をしてもよろしいかなと。そのときに案1は少しくエクセルでもう一度計算は大したことないとおっしゃいながらも、計算をし直したりということを見ると、案2のほうがより簡便かなという気はいたしますし、そこについては検討してみて、それほどの手間がかからないようなら組み込むことも検討すべきだとは思いますが、いずれにしても、結果だけを見たらほとんど影響のない話だなという気がいたしました。

【岡田委員】

今までの色々な御説明や委員とのやり取りで、私も大分理解が深まったんですけども、モバイルアクセスコストというのは回線数というか、分母というか、動学的に変動していくとか減少していく、こういう性質のものなので、導入当初、それが3年目になるのか、あるいはある回線数のスレッシュホールドを超えてなのか、そこはよく分からないのですが、いずれにしても行く行くは縮減されていく性質のコストであると理解したところなんですけれども、そうするとあくまでNTT東日本・西日本の御提案というのは、経過措置としての御提案ということだろうと認識しました。

そのため、ある期間まで、あるいはある回線数までというベンチマークを設けて、それまでは、こういう特殊な状況が起きるケースに対応した補正をしてほしいと、こういう御提案なのかなと思いました。そういう方向でまた詰めていくということは考えてよいのではないかなと思いました。

ただ、案1、案2ですが、見てちょっとまだ腑に落ちていないところはあるのですが、NTSコストというものを、これは局舎ごとに違うということで、それに補正をかけていくという作業が必要になるので、案2のほうが私は何か非常に複雑というか、そういう印象を受けます。ですので、案1のほうが、モバイルアクセスコストというのは局舎横断的に統一のコストという理解が正しければ、ベンチマークとモバイルアクセスコストさえ分かればよいということになるので、こちらのほうがワンステップ少ないというか、計算が楽なのかなと、このような印象を受けました。

ですので、具体的な補正の方法はまたもっと詰める必要があるかと思いますが、当初のKDDIの意見のような、初年度からフラットにということに一定の期限、あるいは回線数のスレッシュホールドを設けて、こういう補正を行うという御提案には賛成したいと思います。

すし、補正の方向としては、案1を詰めていく方向で考えるのがよいのではないのかという印象を受けました。

【大谷専門委員】

私も、これまでの質疑応答の様子をお聞きする限り、何らかの補正をするということは必要なのではないかと感じております。

補正の仕方としましては、案2の意味は分かるのですが、案1というのはどちらかということ、モバイルアクセスコストのコストを勘案することが一定の期限があるという、提供開始3年目までであるという考え方で、実際にNTT東日本・西日本がワイヤレス固定を展開していくスケジュール感と非常に適合しているという点でも説得力のあるものだと思いますし、NTT東日本・西日本の資料で、モバイルアクセスコストがモデルによる設備コストを上回った場合には、モデルのコストが上限となるということで、実際にモバイルアクセスコストの調達に過大なコストがかかったとしても、上限が決まっているということで、ワイヤレス固定を導入当初の不経済な時期というのがユニバに大きな影響を与えないで済むという点でも、望ましい補正の在り方ではないかと感じております。

【砂田専門委員】

最初の3年間で、とても補填が足りないという点についてはよく理解できましたけども、その補正案1と2という感じで、モデル自体を補正するのではなくて、初期3年分だけもっと簡便な方法で何か補正するというか、補填するという方法を考えたほうが、シンプルでいいのではないかと私は考えました。

【三友主査】

ありがとうございます。ごもっともな意見のようにも思います。

【KDDI】

先ほど関口先生からも補足をいただいたとおり、この提案の根本的なところというのは、ずっとコストが下がらないという前提ではなくて、あくまでも立ち上げ期のところの考慮であると。それは先ほどNTT西日本からも御回答があったとおり、立ち上げ期のところを考慮してほしいといったところだと理解いたしました。

ですので、未来永劫やっぱりその実績と比較して下がらないから補填額も下がりませんといった状態というのは、やはり導入趣旨にも反しますし、今回の補填額については、コストの効率化を反映していくという目的にも合致しませんので、仮に補正をするとしてもやっぱり時限的措置であるべきであるといったところが弊社の考えであります。

今回のNTT東日本・西日本からの資料でも、NTT東日本・西日本自身が少なくとも4年目からについては、弊社の提案方法と同額になると。これはすなわちそのベンチマークコストよりもモバイルアクセスコストが下回るといったことをおっしゃっていただいているので、少なくとも4年目以降については、何か補正をかけるということではなくて、それはもうベンチマークが下がっているということを前提に考えるべきであるし、考慮しても最初の3年の立ち上げ期のところをどうするかといったところで考えるのがいいのではないかと思いました。

【三友主査】

今、一通り御意見をいただきまして、実際にこの削減案に関しての補填案が2つ出ているわけですが、補填をするかしないかということに関しましては、関口委員はなくてもいいんじゃないか、するのならば案2かなというお話でした。

岡田委員、大谷委員は案1のほうを支持すると。

【藤井専門委員】

私も案1がいいのではないかと思います。

【三友主査】

砂田委員からは大変本質的な御提案といいますか、お話がございまして、最初の3年分だけ補填すればいいのではないかと、そうすればシンプルになるということでもございました。

この内容を踏まえて、また、事務局のほうでもう少し考えていただいて、基本的な方向性を固めていただければと思います。皆さんに共通していることはなるべくシンプルで、なおかつ国民からいただいているコストでございまして、基金を基にしておりますので、なるべく国民の負担が減るような方向にさせていただきたいということだと思います。

【春日専門委員】

先ほど補正案2のほうについて質問させていただいたのですけれども、御回答がモデルの中に入っているので、NTSコストという、表に出てこないというようにお話を伺ったのですが、でもやはり入っているわけなので、何か説明する段になると少し苦しいかなと個人的には思っております、やはり検討するとしたら案1のほうの方が分かりやすいかなと個人的には思っております。

【三友主査】

案1を支持される方が多いという状況でございますが、この結果も踏まえながら事務局のほうで御対応いただければと思います。

【事務局】

本日も御議論ありがとうございました。ただ今、三友主査から本日の御議論を取りまとめていただきましたが、本日の御議論も踏まえて事務局で整理案を作成し、次回会合でお示ししたいと考えております。

【三友主査】

もう一つ、後半部分です。7ページ以降につきまして、離島も含めてのお話でございますけれども、そちらにつきまして、何か御意見がありましたらお願いいたします。

【藤井専門委員】

後半部分の、離島特例通信、緊急通報、アクセス回線の光補正、この辺りのお話については、比較的、私としてはすんなり受け入れられる内容かなと思われ、適切な内容になっているのではないかと思います。

特に緊急通報に対する補償については、今までのワイヤレス固定に類するような各事業、携帯事業者、MNO事業者がやっているような転送電話の仕組みに比べて、今までの固定電話に近い形でしっかり作り込んでいただいているような感じがしていますので、この形でしっかり回線がつながれるというのであれば、今までと同様の補填というのでよいのではないかなと思っている次第です。

【大谷専門委員】

私も、事務局の整理は適切なものだと考えておりました、光 I P 補正と離島特例などの資料については、基本的に賛同しているところです。

同じ資料の 7 ページのところなのですが、制度の運用という項目もありまして、ここに非常に重要なことを基本的な考え方として整理していただいていますので、その点についても言及させていただきますと、やはりワイヤレス固定の置き換えで効率性向上の効果が適切に反映されているかどうかというのは、モニタリングが一つ大変必要だと思っております、実際にモデルで計算をしていく、補正の有無にかかわらずモデルを中心としてできるだけ効率的に規制コストもかけないでということではあるのですが、やはり実態面との乖離がないのかといったことをよく見ていく必要があると思っております、そのモニタリングの機会というのをしっかりつくっていくということが、この制度のためにも必要だと思っておりますので、一言追加させていただきました。

【三友主査】

私もこの 7 ページの、特に下線を引いてある部分が非常に重要だなと感じております。ぜひこの点も確認しながら、注視しながら進めていただければと思っております。

【関口主査代理】

8 ページ目の絵はすごく分かりやすく、光 I P 補正の影響というのがワイヤレス固定電話とどう関係するのかというのが図示されていて、低コスト地域というアーバンエリアにこのワイヤレス固定電話があまり想定しづらい箇所ですから、こういったところの光補正の影響というのは結構あるわけですが、高コスト地域については影響がせいぜい 1 割増し程度だということは非常に分かりやすいし、この事務局案でよろしいかと思いません。

それから離島特例については、今まで別料金だったのですが、全国一律フラット料金ということになりますので、もはや離島特例通信については、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はないという案に賛成です。緊急通報についても、このような形でよろしいと思います。

【三友主査】

それでは、事務局に、今回いただきました多くの意見に基づいて、今後の案を固めてい

ただければと思います。

以上をもちまして、第27回ユニバーサルサービス政策委員会を終了します。

以上